

【参考資料 2】

災害時における連絡手段の確保

信越総合通信局では、災害時に輻輳する通信手段の確保のため、移動通信機器（簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話）の貸し出しを行っています。災害対策本部や自治体での利用に対し、優先的に貸し出します（無償）。

概要

- ◆貸出しの対象は、地方公共団体（無償）。
- ◆配備台数 ①衛星携帯電話 5台
②簡易無線局 10台
③MCA無線局 5台
- ◆信越地域が被災の際には、隣接する総合通信局からも貸出し。
- ◆貸与を受けたい場合、信越総合通信局に電話等で申し込む。（陸上課 026-234-9984）
- ◆災害発生に備えて、事前に地方公共団体等との打合せを実施。

